

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

報告事項件名	頁
1 足立区再犯防止推進計画（素案）パブリックコメントの実施結果について・・・	2
2 令和5年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託の簡易公募型プロ ポーザルによる事業者の特定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給実績について・・・	11
4 国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給実績につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5 区独自の「あだちから」生活応援臨時給付金事業の支給実績について・・・	18
6 【追加】新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料の減免の終了につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
7 「災害ボランティア活動助成金」の新設について・・・・・・・・	22
8 【追加】令和5年度足立区社会福祉協議会の収支予算及び重点的な取組み について・・・・・・・・・・・・・・・・	23

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	足立区再犯防止推進計画（素案）パブリックコメントの実施結果について
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内容	<p>「足立区再犯防止推進計画（素案）」について、パブリックコメントを実施したので結果を報告する。</p> <p>また、令和5年2月8日（水）に開催した第2回足立区再犯防止推進計画検討会の意見も反映し「足立区再犯防止推進計画（案）」を修正したのであわせて報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果について</p> <p>(1) 募集期間 令和4年11月25日（金）から令和4年12月24日（土）</p> <p>(2) 受付状況</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個人：8人（16件）・ 団体：1団体（1件） <p>(3) 意見の概要および区の考え方 別紙1のとおり</p> <p>(4) 公表方法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 区ホームページへの掲載・ 福祉管理課にて閲覧及び配布 <p>2 足立区再犯防止推進計画（案）について 別冊資料「足立区再犯防止推進計画（案）」のとおり</p> <p>3 今後の予定 令和5年3月末 策定予定</p>
問題点 今後の方針	計画策定後、庁内各課、関係団体等へ配布するほか、ホームページや広報誌を活用し、広く周知する。

パブリックコメントに対する区の考え方 「足立区再犯防止推進計画（素案）」

別紙1

No	意見の概要	区の考え方
1	素案13ページ 再犯者率の目標値をR5：47%、R9：40%に設定するのはどうか。	再犯者率の目標値については、国の再犯者率やその推移等を踏まえた上で、設定します。
2	素案35ページ 足立区保護司会の組織について説明等を加えることで、より透明化が図れると考える。	35ページの再犯防止に関する用語の解説に、保護司会に関する説明を追記いたします。
3	ぐ犯少年のみでなく、触法少年の犯罪・再犯防止に関する区の実施や関わり、支援についてどこかに図入りで示していただきたい。	本計画の対象には、20歳未満の少年も含まれます。ぐ犯少年や触法少年に関する説明について、22ページに追記いたします。
4	特に住居の獲得や、雇用状況の改善に力を入れてほしい。	居住先の確保と就労支援については、再犯防止において重要であるため、取組方針1で取り上げています。区としても引き続き力を入れていきます。
5	罪を犯した人向けの、仕事や住まいを見つけるための施設があればいいと考える。	罪を犯した人等で、住む家がない等の理由ですぐに自立更生することが難しい人に対しては、法務大臣の認可を受けた民間団体である「更生保護施設」で一定期間保護し、食事や宿泊場所の援助を行っています。保護期間中は、生活指導や職業補導等も行っており、自立を援助することでその再出発を支えています。
6	更生した人も受け入れてくれる企業などがあるとよいと思う。	罪を犯した人等について、その事情を理解した上で雇用する事業主（協力雇用主）を、法務省保護観察所で募集しています。令和5年1月1日時点（速報値）では、東京都内で1,196、足立区内で76の協力雇用主が登録しています。協力雇用主の登録数について、16ページに追記いたします。
7	衣食住に対して最低限の保障がされていれば、やむを得ず犯罪にはしる、というケースはかなり抑止できるはず。都営住宅を一定期間無償で貸し出す、あるいは学校の寮や企業の独身寮等の施設を提供する、という方法もあると思う。	都営住宅は東京都が運営する住宅であることから、区が回答する立場にはございませんが、ご意見があった旨を都へお伝えします。 また、学校等の寮を提供する方法については、民間の施設であることから対応は困難であると考えますが、協力雇用主として登録している企業の中には、寮などの施設を提供しているところもあります。協力雇用主の制度については、関係機関と連携して啓発に努めます。
8	定職を得るには雇用主や職場の理解が必要であるため、ボランティア活動をすることで、国民に向けて善い行いをしているというアピールをすることが大切だと思う。	罪を犯した人等が社会復帰するには、本人がその責任を自覚し、犯罪被害者の心情などを理解するとともに、自ら努力することが基本ですが、周囲の理解も必要です。そのために、協力雇用主制度のほか、広報・啓発活動による再犯状況の周知を引き続き進めていきます。

パブリックコメントに対する区の考え方 「足立区再犯防止推進計画（素案）」

別紙 1

No	意見の概要	区の考え方
9	<p>素案18ページ 窃盗犯の原因である貧困を根本から解消しなければ、再犯を減少させることは難しいのではないかと。既存の生活保護制度に加え、区内のみで使える商品券等を支給する等、経済面での支援をするとより効果的だと考える。</p>	<p>犯罪抑止の観点からも、貧困の解消は重要であると考えます。貧困には様々な要因が絡むため、現に生活に困窮している方については、生活保護制度だけでなく、区が実施する自立相談支援事業等を通じて必要な支援機関につなぎ、就労に結び付けるなど、自立に向けた支援を引き続き実施します。</p>
10	<p>素案18ページ 課題「以前の関係が断ち切れない」ことについて、覚せい剤などの違法ドラッグを使用するきっかけとして交友関係があるが、刑務所に入所した人がコミュニティーに戻って新たに覚せい剤を普及させないようにしてほしい。</p>	<p>薬物等の依存から回復するには、本人の努力だけでなく周囲の支援が必要です。都立精神保健福祉センターでは、依存症でお困りの本人・家族・関係機関からの相談に応じており、必要に応じて依存症の治療に対応可能な医療機関や、ダルク等の民間リハビリ施設等もご案内しています。</p>
11	<p>素案22ページ 修学支援については、全国の高校進学率が98.5%に対し、受刑者が62.6%という事実をみても、進学は重要だということは推察される。修学は本人の達成感や自己肯定感の醸成につながるほか、高学歴・高スキルが必要な職に就くことにもつながる。 そのための学習指導や学費の支援等を行うことが、時間やコストがかかっても効果が出るのではないかと。</p>	<p>罪を犯した人等が自立するため、また就労における選択肢を広げるためにも、修学支援は重要と考えます。 もう一度学びたいが家計的に不安な場合は、都立の定時制高校や学費が比較的安価な通信制高校に入学して仕事しながら学ぶほか、一定の要件付きで奨学金制度を利用することができます。 また、大学等に進学したいが高校を卒業できなかった人については、「高等学校卒業程度認定試験」を受験し合格することで、大学・短大・専門学校の受験資格を得ることもできます。 通信制高校や高等学校卒業程度認定試験については、25ページの取組に追記いたします。</p>
12	<p>素案23ページ 防犯講和、セーフティー教室について、今までの取組に加えて、過去に非行をして今は復帰された方、もしくは被害者の方にも話をさせていただきたい。</p>	<p>足立区立小中学校全103校（令和4年度現在）では、毎年、「非行防止」「犯罪被害防止」を目的にセーフティ教室を実施しております。内容といたしましては、区内四署と連携し、警察OBによる講話をはじめ、急速に広まっているSNS関連のトラブル防止等、各学校の実態に応じて校長が内容を決定しております。 また、交通事故防止については、交通事故でご子息を失われた、交通事故被害者遺族の方から講話をいただいております。 引き続き、交通事故被害者遺族の方と連携を密にし、児童・生徒に向けた講話等を通して交通事故防止に関する教育を推進するとともに、非行・犯罪被害防止に関する教育の充実も図ってまいります。</p>

パブリックコメントに対する区の考え方 「足立区再犯防止推進計画（素案）」

別紙 1

No	意見の概要	区の考え方
13	<p>若ナビαなどは18歳以上を対象とするため、12歳から17歳の子どもが直接相談することができない。子どもたちが直接電話で相談できる足立区版少年ナビをこの計画に組み入れてほしい。</p>	<p>あだち若者サポートテラスSODAでは、メンタル面や生活全般の悩みなどを抱える15～25歳の子ども・若者本人が直接相談できる窓口（電話やオンラインでの相談も可）を開設し、支援を行っています。SODAについて、19ページの取組「若者の相談支援」に追記いたします。</p> <p>また、東京都児童相談センターでは、都内在住・在学の児童及び保護者を対象に、18歳未満のお子さんに関することを電話で相談できる「よいこに電話相談」を実施しています。東京都児童相談センターについても、19ページの取組に追記いたします。</p>
14	<p>素案26ページ 青少年問題協議会の開催回数を年2～3回に増やすのはどうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が拡大する前は、年2回開催していました。感染状況が終息に向かえば、今後は年2回に戻していく予定です。</p>
15	<p>素案29ページ ビューティフル・ウィンドウズ運動の防犯カメラ設置について、人通りの多い場所だけでなく、死角となる場所にも設置していただきたい。</p>	<p>防犯カメラの設置場所を検討する際は、管轄の警察と協議のうえ、設置する地域の犯罪件数や不審者情報、設置する場所が防犯カメラ未設置地域であるか、死角となる場所か等を総合的に勘案し決定しています。</p>
16	<p>素案32ページ 再犯状況等を知らない人は多いと思うので、再犯率が高いこと、保護司というボランティアなどがあることを広めていけばより効果が上がるのかなと思う。</p>	<p>本計画を策定することで、再犯状況などを広く周知するとともに、取組方針5に掲げる「社会を明るくする運動」等の広報・啓発活動についても、区のホームページや広報紙等を活用して引き続き取り組んでいきます。</p>
17	<p>素案32、33ページ 保護司が自宅以外で面接できる場所を確保することの重要性が高いことを踏まえ、その旨を課題や取組に追加していただきたい。</p>	<p>保護司の活動支援策の一つとして、自宅以外での面接場所の確保は重要であると考えます。その旨を32、33ページ取組方針5の課題および取組に追記いたします。</p>

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	令和5年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託の簡易公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	福祉部 親子支援課
内容	<p>ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託選定会議におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 (1) ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託（企画型） (2) ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託（相談支援型）</p> <p>2 業務目的、内容 (1) 企画型 ひとり親家庭同士の仲間づくりを目的としたひとり親家庭の親子が楽しめるイベントの開催（月2回：原則第2、4土曜日） (2) 相談支援型 ひとり親が抱える悩み・不安や困り事の解消及びひとり親家庭同士の交流による孤立感の解消や自己有用感の向上を目的としたサロン運営（月1回：原則第3土曜日）</p> <p>3 特定した相手方 (1) 企画型 ア 事業者名 特定非営利活動法人 ふらちなくらぶ 代表者 理事長 小谷 典史 イ 所在地 足立区加平一丁目8番23号 (2) 相談支援型 ア 事業者名 特定非営利活動法人 子育てパレット 代表者 代表理事 三浦 昌恵 イ 所在地 足立区梅島三丁目4番8号 うめじまKSビル2階</p> <p>4 申込事業者数 (1) 企画型 1事業者 (2) 相談支援型 1事業者</p> <p>5 現在の受託者 (1) 企画型 特定非営利活動法人 ふらちなくらぶ (2) 相談支援型 特定非営利活動法人 子育てパレット</p>

6 提案価格

- (1) 企画型 2,703,690円(税込)
(2) 相談支援型 1,467,840円(税込)

7 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 履行状況が良好な場合に限り、最長2回まで(令和8年3月31日まで)契約を更新することができる。

8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

(1) 企画型

ア 足立区の「子育てサロン運営」や「子ども預かり・送迎支援事業」、「一時保育」に係る事業を受託しており、子育て世帯への支援経験が豊富である。

イ 新規参加者、父子世帯の参加促進に向けたプログラミング体験などの企画や、開催方法の多様化などの提案がされている。

(2) 相談支援型

ア ひとり親家庭への食糧支援のためのフードパントリー活動などを通じ、ひとり親世帯の状況や抱えている悩みごとを把握・理解している。

イ 電話等による悩み相談を24時間受ける体制を整えている。

ウ 相談実績があり、スタッフの体制、経験が豊富である。

9 特定までの経緯

(1) 公表期間 令和4年11月24日から12月9日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和4年 11月18日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	令和5年 1月27日	事業者の特定 プレゼンテーション、 ヒアリング	(1)企画型1事業者 (2)相談支援型1事業者

イ 委員構成(5名)

種別	氏名	役職等
委員長	中村 明慶	福祉部長
副委員長	近藤 博昭	福祉管理課長
委員	松本 令子	多様性社会推進課長
委員	山岸 覚	くらしとしごとの相談センター所長
委員	下河邊 純子	足立区社会福祉協議会 福祉事業部長

	<p>ウ 審査項目及び審査結果 別紙 2, 3 のとおり</p> <p>10 その他（スケジュール等）</p> <p>(1) 令和5年2月上旬 提案書特定の公表（区ホームページに掲載）</p> <p>(2) 令和5年3月下旬 契約締結</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>令和2年度「サロン豆の木」の運営においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から度々中止となり、参加者が減少した。令和3年度からは、オンラインによる開催をしたが、参加者はあまり増加していない。新型コロナウイルス感染症拡大防止とひとり親家庭同士の交流を両立させて、参加者が増えるような運営を考えていく。</p>

(1) ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託（企画型） 提案書特定結果

	評価項目	評価の視点	指標	配点	ぶらちなくらぶ
					得点
1	経営状況	経営状況は妥当であるか	財務諸表	25	25
2	業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	配置予定の担当者の経験等	50	35
3	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針内容の的確性	75	47
4	個人情報保護	個人情報保護の重要性の理解と取り組みが十分か	個人情報の保護について	75	55
5	提案内容の的確性	業務実施手順は妥当か	実施フロー又は工程表の妥当性	25	16
		採用する手法は妥当か	業務手法の妥当性	25	15
		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性	75	45
		独創性及び実現性があるか	独創性及び実現性	50	30
6	安全面の配慮	子どもの安全に配慮しているか	安全面での配慮	50	30
7	コストパフォーマンス	コストパフォーマンスは妥当か	提案見積価格	25	25
8	特定テーマに対する取組み姿勢	行政、地域の企業、NPO、その他関係者等と関係を有し、これらをつなぐコーディネートを含めた事業展開ができるか	取組姿勢の明確性 付随・関連業務への適切な対応度	25	15
9	内部情報伝達	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないか	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	25	21
10	説得力	説明に説得力があるか 論理的か		25	15
11	協調性	冷静に議論できるか		25	18
12	資料調製力	資料、プレゼンテーションが分かり易いか、誤字・脱字は少ないか		25	17
合 計				600	409

区内に本店があり、対象業務地域が区内である場合 6 点を加点	30
区内に支店があり、対象業務地域が区内である場合 4 点を加点	0
総 合 計	439

(2) ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託（相談支援型） 提案書特定結果

	評価項目	評価の視点	指標	配点	子育てパ レット
					得点
1	経営状況	経営状況は妥当であるか	財務諸表	25	15
2	業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	配置予定の担当者の経験等	50	39
3	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針内容の的確性	75	71
4	個人情報保護	個人情報保護の重要性の理解と取り組みが十分か	個人情報の保護について	75	57
5	提案内容の的確性	業務実施手順は妥当か	実施フロー又は工程表の妥当性	25	22
		採用する手法は妥当か	業務手法の妥当性	25	20
		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性	75	63
		独創性及び実現性があるか	独創性及び実現性	50	38
6	相談業務実施体制・取組姿勢	安定的に相談支援を実施できる体制作り及び維持、行政等関係機関との連携・コーディネート力を有するか	支援体制・コーディネート力	75	65
7	コストパフォーマンス	コストパフォーマンスは妥当か	提案見積価格	25	23
8	内部情報伝達	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないか	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	25	24
9	説得力	説明に説得力があるか論理的か		25	25
10	協調性	冷静に議論できるか		25	25
11	資料調製力	資料、プレゼンテーションが分かり易いか、誤字・脱字は少ないか		25	23
合 計				600	510
区内に本店があり、対象業務地域が区内である場合 6 点を加点					30
区内に支店があり、対象業務地域が区内である場合 4 点を加点					0
総 合 計					540

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給実績について																																											
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																											
内容	<p>令和3年度・令和4年度住民税非課税世帯、家計急変世帯に対する臨時特別給付金について、令和4年9月30日をもって申請期限が終了したため、支給実績を以下のとおり報告する。</p>																																											
	<p>1 令和3年度住民税非課税世帯の支給状況</p>																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 確認書等発送件数</td> <td>93,040 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 確認書等受付件数</td> <td>85,965 件</td> <td>受付率(②/①) : 92.40%</td> </tr> <tr> <td>③ 支給件数</td> <td>85,391 件</td> <td>支給率(③/②) : 99.33%</td> </tr> <tr> <td>④ 支給金額</td> <td>8,539,100 千円</td> <td>支給額 : 1件10万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 未支給世帯数 (①-③)</td> <td></td> <td>7,649 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">(未支給世帯の内訳)</td> <td>未申請(①-②)</td> <td>7,075 世帯</td> </tr> <tr> <td>支給不可</td> <td>574 世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支給不可の内訳</td> </tr> <tr> <td>他の給付金受給済</td> <td>8 世帯</td> </tr> <tr> <td>世帯主の死亡による世帯消滅</td> <td>40 世帯</td> </tr> <tr> <td>辞退(本人申告による非該当含む)</td> <td>268 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(課税)</td> <td>134 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(被扶養)</td> <td>40 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(基準日住民登録なし)</td> <td>18 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(基準日以降国外転入)</td> <td>1 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(その他)</td> <td>5 世帯</td> </tr> <tr> <td>その他(連絡不通等)</td> <td>60 世帯</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	備考	① 確認書等発送件数	93,040 件		② 確認書等受付件数	85,965 件	受付率(②/①) : 92.40%	③ 支給件数	85,391 件	支給率(③/②) : 99.33%	④ 支給金額	8,539,100 千円	支給額 : 1件10万円	⑤ 未支給世帯数 (①-③)		7,649 世帯	(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	7,075 世帯	支給不可	574 世帯	支給不可の内訳		他の給付金受給済	8 世帯	世帯主の死亡による世帯消滅	40 世帯	辞退(本人申告による非該当含む)	268 世帯	要件非該当(課税)	134 世帯	要件非該当(被扶養)	40 世帯	要件非該当(基準日住民登録なし)	18 世帯	要件非該当(基準日以降国外転入)	1 世帯	要件非該当(その他)	5 世帯	その他(連絡不通等)	60 世帯
	項目	数値	備考																																									
	① 確認書等発送件数	93,040 件																																										
	② 確認書等受付件数	85,965 件	受付率(②/①) : 92.40%																																									
	③ 支給件数	85,391 件	支給率(③/②) : 99.33%																																									
	④ 支給金額	8,539,100 千円	支給額 : 1件10万円																																									
	⑤ 未支給世帯数 (①-③)		7,649 世帯																																									
	(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	7,075 世帯																																									
		支給不可	574 世帯																																									
		支給不可の内訳																																										
		他の給付金受給済	8 世帯																																									
		世帯主の死亡による世帯消滅	40 世帯																																									
		辞退(本人申告による非該当含む)	268 世帯																																									
要件非該当(課税)		134 世帯																																										
要件非該当(被扶養)		40 世帯																																										
要件非該当(基準日住民登録なし)		18 世帯																																										
要件非該当(基準日以降国外転入)		1 世帯																																										
要件非該当(その他)		5 世帯																																										
その他(連絡不通等)		60 世帯																																										
<p>※ ③支給件数には、支給決定後の死亡による承継人不明等により、支給できなかったため法務局へ供託した4世帯分を含む。</p>																																												

2 令和4年度住民税非課税世帯の支給状況

項目	数値	備考
① 確認書等発送件数	13,517 件	
② 確認書等受付件数	9,394 件	受付率(②/①) : 69.50%
③ 支給件数	8,355 件	支給率(③/②) : 88.94%
④ 支給金額	835,500 千円	支給額 : 1 件 10 万円
⑤ 未支給世帯数 (①-③)		5,162 世帯
(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	4,123 世帯
	支給不可	1,039 世帯
	支給不可の内訳	
	他の給付金受給済	89 世帯
	世帯主の死亡による世帯消滅	1 世帯
	辞退(本人申告による非該当含む)	76 世帯
	要件非該当(課税)	72 世帯
	要件非該当(被扶養)	4 世帯
	要件非該当(基準日住民登録なし)	6 世帯
	要件非該当(基準日以降国外転入)	727 世帯
	要件非該当(その他)	1 世帯
その他(連絡不通等)	63 世帯	

※ ①確認書等発送件数と②確認書等受付件数の乖離の主な要因

基準日以降の国外転入世帯について、確認書発送時期の6月下旬に国から支給対象外であることが明確に示された。これにより、確認書発送後に約1,100世帯が支給対象外となった。

3 家計急変世帯の支給状況

項目	数値	備考
① 申請書受付件数	1,070 件	
② 支給件数	802 件	支給率(②/①) : 74.95%
③ 支給金額	80,200 千円	支給額 : 1 件 10 万円
④ 支給不可世帯数		268 世帯
(支給不可の内訳)	他の給付金対象・受給済	105 世帯
	収入超過・所得超過	93 世帯
	辞退	6 世帯
	要件非該当(被扶養)	5 世帯
	要件非該当(減収なし)	30 世帯
	要件非該当(申請時住民登録なし)	5 世帯
	要件非該当(その他)	6 世帯
	その他(連絡不通等)	18 世帯

4 申請勧奨の取り組み

- (1) 荒川河川敷周辺の路上生活者の方に対して、自立支援センター「墨田寮」と連携し、給付金の周知を実施（6月27日、28日）
- (2) 未申請の令和3年度住民税非課税世帯へ確認書を再発送（7月22日）
- (3) 未申請の生活保護受給世帯に対して、足立福祉事務所から申請勧奨を実施（8月22日）
- (4) 介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対して、サービス利用者への申請促進を依頼（8月25日）
- (5) あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施

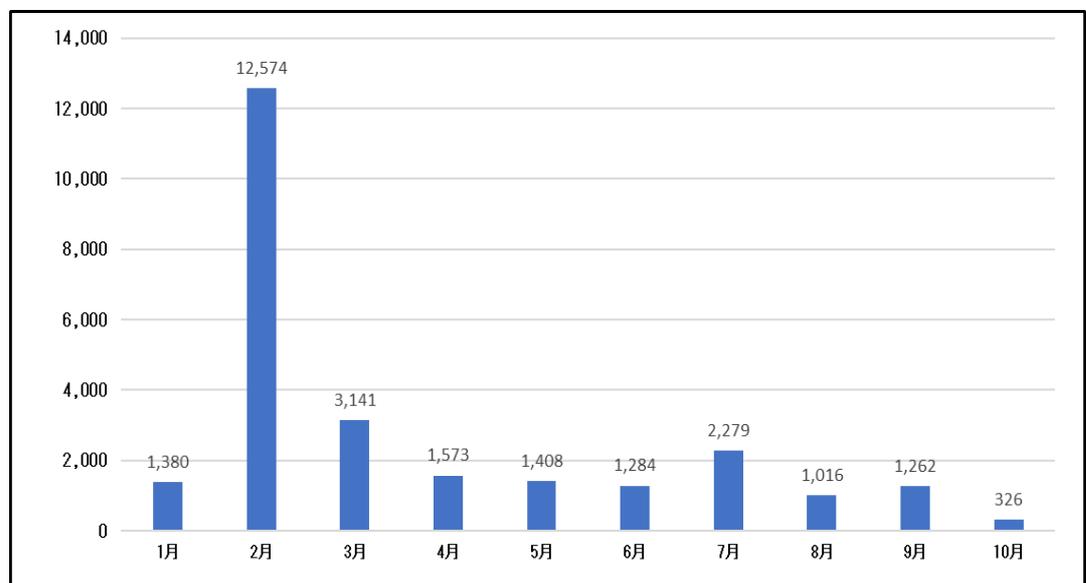
5 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

- ア 開設期間 1月21日～10月31日
イ 対応総件数 26,243件
ウ 執行体制 委託事業者

1月21日（金）～	1月31日（月）	: 16回線
2月1日（火）～	2月28日（月）	: 20回線
3月1日（火）～	3月31日（木）	: 10回線
4月1日（金）～	4月28日（木）	: 7回線
5月2日（月）～	5月31日（火）	: 5回線
6月1日（水）～	6月7日（火）	: 3回線
6月8日（水）～	7月29日（金）	: 10回線
8月1日（月）～	9月30日（金）	: 5回線
10月3日（月）～	10月31日（月）	: 2回線

【専用コールセンター月別件数】



【主な問い合わせ内容】

- ・ いつ振り込まれるか教えてほしい。
- ・ 自分が支給対象かどうか教えてほしい。

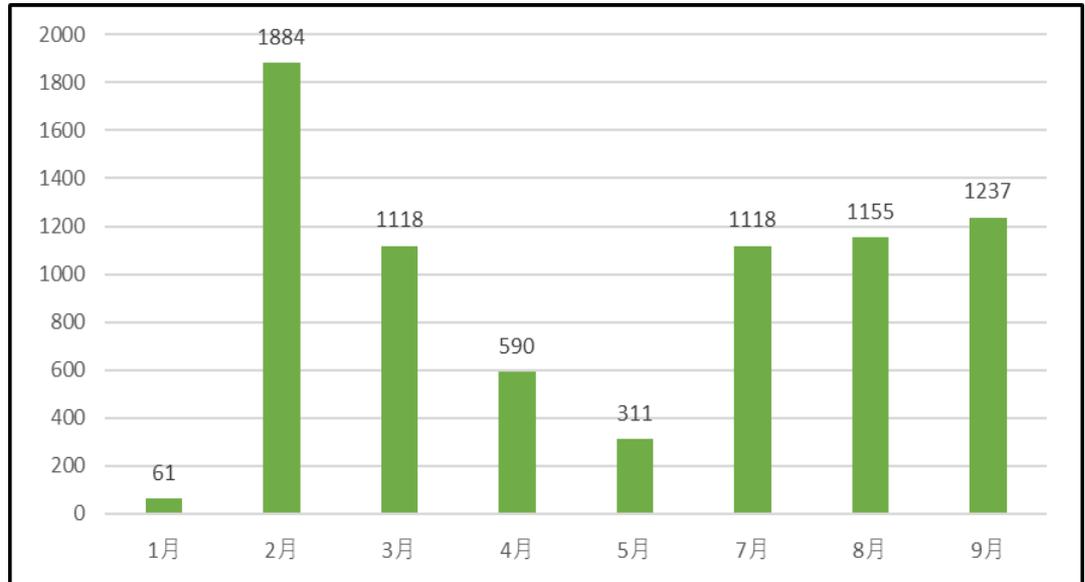
(2) 申請相談支援窓口（区役所1階アトリウム）

ア 開設期間 1月31日～5月31日、7月4日～9月30日

イ 対応総件数 7,474件

ウ 執行体制 人材派遣職員 最大5名/日

【申請相談支援窓口月別件数】



問題点
今後の方針

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給実績について																																										
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																										
内容	<p>「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について、令和5年1月31日をもって申請期限が終了したため、支給実績を以下のとおり報告する。</p> <p>1 住民税非課税世帯の支給状況</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 確認書等発送件数</td> <td>95,594 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 確認書等受付件数</td> <td>85,927 件</td> <td>受付率(②/①)：89.89%</td> </tr> <tr> <td>③ 支給件数</td> <td>85,464 件</td> <td>支給率(③/②)：99.46%</td> </tr> <tr> <td>④ 支給金額</td> <td>4,273,200 千円</td> <td>支給額：1件5万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 未徴収の返納金</td> <td>1,000 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 未支給世帯数 (①-③)</td> <td></td> <td>10,130 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">(未支給世帯の内訳)</td> <td>未申請(①-②)</td> <td>9,667 世帯</td> </tr> <tr> <td>支給不可</td> <td>463 世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支給不可の内訳</td> </tr> <tr> <td>世帯主の死亡による世帯消滅</td> <td>23 世帯</td> </tr> <tr> <td>辞退(本人申告による非該当含む)</td> <td>109 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(課税)</td> <td>96 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(被扶養)</td> <td>35 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(基準日住民登録なし)</td> <td>37 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(その他)</td> <td>16 世帯</td> </tr> <tr> <td>その他(連絡不通等)</td> <td>147 世帯</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	備考	① 確認書等発送件数	95,594 件		② 確認書等受付件数	85,927 件	受付率(②/①)：89.89%	③ 支給件数	85,464 件	支給率(③/②)：99.46%	④ 支給金額	4,273,200 千円	支給額：1件5万円	⑤ 未徴収の返納金	1,000 千円		⑥ 未支給世帯数 (①-③)		10,130 世帯	(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	9,667 世帯	支給不可	463 世帯	支給不可の内訳		世帯主の死亡による世帯消滅	23 世帯	辞退(本人申告による非該当含む)	109 世帯	要件非該当(課税)	96 世帯	要件非該当(被扶養)	35 世帯	要件非該当(基準日住民登録なし)	37 世帯	要件非該当(その他)	16 世帯	その他(連絡不通等)	147 世帯
	項目	数値	備考																																								
	① 確認書等発送件数	95,594 件																																									
	② 確認書等受付件数	85,927 件	受付率(②/①)：89.89%																																								
	③ 支給件数	85,464 件	支給率(③/②)：99.46%																																								
	④ 支給金額	4,273,200 千円	支給額：1件5万円																																								
	⑤ 未徴収の返納金	1,000 千円																																									
	⑥ 未支給世帯数 (①-③)		10,130 世帯																																								
	(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	9,667 世帯																																								
支給不可		463 世帯																																									
支給不可の内訳																																											
世帯主の死亡による世帯消滅		23 世帯																																									
辞退(本人申告による非該当含む)		109 世帯																																									
要件非該当(課税)		96 世帯																																									
要件非該当(被扶養)		35 世帯																																									
要件非該当(基準日住民登録なし)		37 世帯																																									
要件非該当(その他)		16 世帯																																									
その他(連絡不通等)	147 世帯																																										
<p>※ ⑤未徴収の返納金は、12月に発生した二重支給分のみ。</p>																																											

2 家計急変世帯の支給状況

項目	数値	備考
① 申請書受付件数	1,020 件	
② 支給件数	741 件	支給率(②/①) : 72.65%
③ 支給金額	37,050 千円	支給額 : 1 件 5 万円
④ 支給不可世帯数		279 世帯
(支給不可の内訳)	住民税非課税世帯給付金受給済み	29 世帯
	収入超過・所得超過	116 世帯
	辞退	7 世帯
	要件非該当 (被扶養)	12 世帯
	要件非該当 (減収なし)	84 世帯
	要件非該当 (申請時住民登録なし)	5 世帯
	要件非該当 (その他)	7 世帯
	その他 (連絡不通等)	19 世帯

3 申請勧奨の取り組み

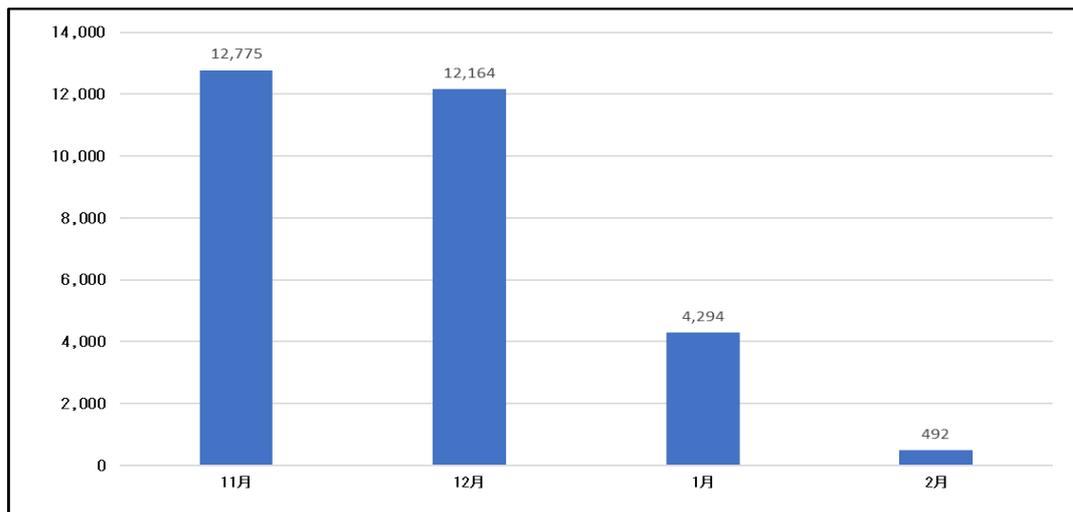
- (1) 町会・自治会あてに家計急変世帯向けのポスター・チラシを配布し、掲示板への掲示及び回覧を依頼したほか、住区センターあてにも同様のチラシを配布し、周知を依頼 (1 1 月中旬)
- (2) 北千住駅 (TX)、竹ノ塚駅、梅島駅の情報スタンドへの家計急変世帯向けのチラシ配架に加え、足立成和信用金庫にも同様のチラシを配布し周知を依頼 (1 2 月)
- (3) ウクライナ避難民に、英語、ロシア語、ウクライナ語に翻訳した案内文を対象世帯に送付し、確認書提出を促進 (1 2 月中旬)
- (4) 介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対して、サービス利用者への申請促進を依頼 (1 2 月 2 3 日)
- (5) 自立支援センター「墨田寮」に、荒川河川敷周辺の路上生活者の方への給付金の周知を依頼 (1 月中旬)
- (6) 未申請世帯に再勧奨のお知らせを送付 (1 月 1 1 日)
- (7) あだち広報、区ホームページ、SNS を活用し、随時、申請期限の周知を実施

4 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

ア 開設期間	1 1 月 1 日 ~ 2 月 2 8 日
イ 対応総件数	2 9, 7 2 5 件
ウ 執行体制	委託事業者
	1 1 月 1 日 (火) ~ 1 1 月 4 日 (金) : 1 0 回線
	1 1 月 7 日 (月) ~ 1 1 月 3 0 日 (水) : 3 0 回線
	1 2 月 1 日 (木) ~ 1 2 月 9 日 (金) : 2 0 回線
	1 2 月 1 2 日 (月) ~ 1 2 月 1 6 日 (金) : 1 0 回線
	1 2 月 1 9 日 (月) ~ 1 月 2 0 日 (金) : 1 5 回線
	1 月 2 3 日 (月) ~ 1 月 3 1 日 (火) : 1 0 回線
	2 月 1 日 (水) ~ 2 月 2 8 日 (火) : 5 回線

【専用コールセンター月別件数】

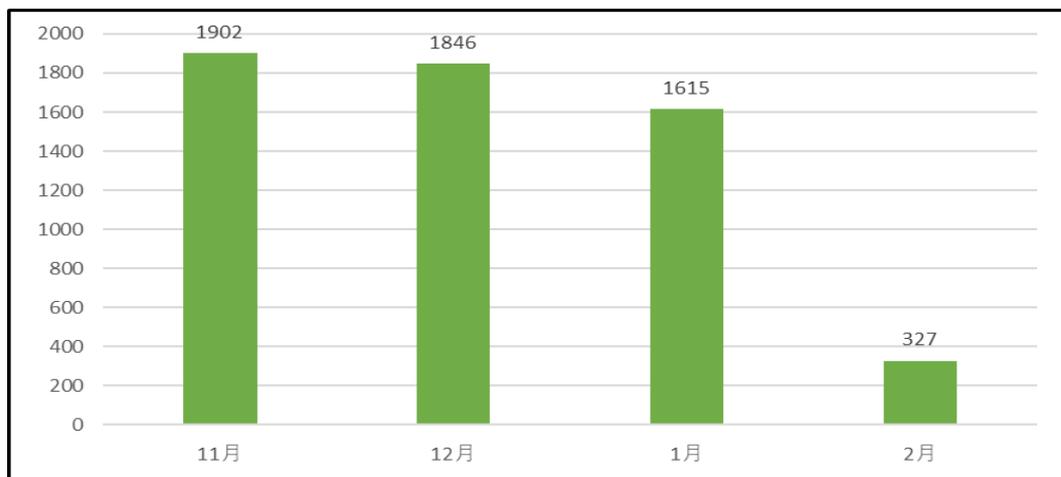


【主な問い合わせ内容】

- ・ いつ振り込まれるか教えてほしい。
 - ・ 自分が支給対象かどうか教えてほしい。
- (2) 申請相談支援窓口（区役所1階アトリウム）

- ア 開設期間 11月1日～2月17日
- イ 対応総件数 5,690件
- ウ 執行体制 人材派遣職員 最大5名/日

【申請相談支援窓口月別件数】



5 二重支給の返納状況について

(1) 返納状況（3月1日現在）

	世帯数	金額
返納対象	327世帯	1,635万円
返納済み	307世帯	1,535万円
未返納	20世帯	100万円

(2) 未返納世帯への対応

引き続き、電話や訪問により返納を求めていく。また、福祉や介護等で支援につながっている世帯に対しては、関係所管と連携し、ご家族、ご親族等に返納いただけるよう丁寧な説明・話し合いを進めていく。

問題点
今後の方針

返納請求を継続し、返納されない場合、次年度以降の対応について関係各課と調整する。

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	区独自の「あだちから」生活応援臨時給付金事業の支給実績について																																							
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																							
内容	<p>「あだちから」生活応援臨時給付金について、令和4年9月30日をもって申請期限が終了したため、支給実績を以下のとおり報告する。</p> <p>1 支給状況</p> <table border="1" data-bbox="379 616 1505 1601"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 申請書発送件数</td> <td>71,008 件</td> <td>[内訳] ・ 区課税世帯 : 53,849 件 ・ 他自治体課税等世帯 : 17,159 件</td> </tr> <tr> <td>② 申請書受付件数</td> <td>49,632 件</td> <td>受付率(②/①) : 69.90%</td> </tr> <tr> <td>③ 支給件数</td> <td>48,352 件</td> <td>支給率(③/②) : 97.42%</td> </tr> <tr> <td>④ 支給金額</td> <td>4,835,200 千円</td> <td>支給額 : 1件10万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 未支給世帯数 (①-③)</td> <td></td> <td>22,656 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">(未支給世帯の内訳)</td> <td>未申請 (①-②)</td> <td>21,376 世帯</td> </tr> <tr> <td>支給不可</td> <td>1,280 世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支給不可の内訳</td> </tr> <tr> <td>世帯主の死亡による世帯消滅</td> <td>5 世帯</td> </tr> <tr> <td>辞退</td> <td>6 世帯</td> </tr> <tr> <td>所得超過</td> <td>446 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当 (非課税)</td> <td>352 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当 (基準日住民登録なし)</td> <td>9 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当 (その他)</td> <td>12 世帯</td> </tr> <tr> <td>その他 (連絡不通等)</td> <td>450 世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①申請書発送件数と②申請書受付件数の乖離の主な要因 (他自治体課税世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月2日以降に区に転入し、他自治体で課税されている約17,100世帯は区で所得金額を把握できないため、対象の可能性があると判断して申請書を発送したが、受付は約2,800世帯であった。未申請の多くは、支給要件の「世帯の合計所得金額200万円以下」に当たらないと判断し、申請しなかったものと思われる。 <p>(重ねて受給できない国の給付金受給世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> 約1,000世帯が国の住民税非課税世帯に対する給付金や家計急変世帯に対する給付金を受給したため未申請となった。 <p>※ ③支給件数には、支給決定後の死亡で承継人不明により、支給できなかったため法務局へ供託した2世帯分を含む。</p>	項目	数値	備考	① 申請書発送件数	71,008 件	[内訳] ・ 区課税世帯 : 53,849 件 ・ 他自治体課税等世帯 : 17,159 件	② 申請書受付件数	49,632 件	受付率(②/①) : 69.90%	③ 支給件数	48,352 件	支給率(③/②) : 97.42%	④ 支給金額	4,835,200 千円	支給額 : 1件10万円	⑤ 未支給世帯数 (①-③)		22,656 世帯	(未支給世帯の内訳)	未申請 (①-②)	21,376 世帯	支給不可	1,280 世帯	支給不可の内訳		世帯主の死亡による世帯消滅	5 世帯	辞退	6 世帯	所得超過	446 世帯	要件非該当 (非課税)	352 世帯	要件非該当 (基準日住民登録なし)	9 世帯	要件非該当 (その他)	12 世帯	その他 (連絡不通等)	450 世帯
項目	数値	備考																																						
① 申請書発送件数	71,008 件	[内訳] ・ 区課税世帯 : 53,849 件 ・ 他自治体課税等世帯 : 17,159 件																																						
② 申請書受付件数	49,632 件	受付率(②/①) : 69.90%																																						
③ 支給件数	48,352 件	支給率(③/②) : 97.42%																																						
④ 支給金額	4,835,200 千円	支給額 : 1件10万円																																						
⑤ 未支給世帯数 (①-③)		22,656 世帯																																						
(未支給世帯の内訳)	未申請 (①-②)	21,376 世帯																																						
	支給不可	1,280 世帯																																						
	支給不可の内訳																																							
	世帯主の死亡による世帯消滅	5 世帯																																						
	辞退	6 世帯																																						
	所得超過	446 世帯																																						
	要件非該当 (非課税)	352 世帯																																						
	要件非該当 (基準日住民登録なし)	9 世帯																																						
	要件非該当 (その他)	12 世帯																																						
	その他 (連絡不通等)	450 世帯																																						

2 申請勸奨の取り組み

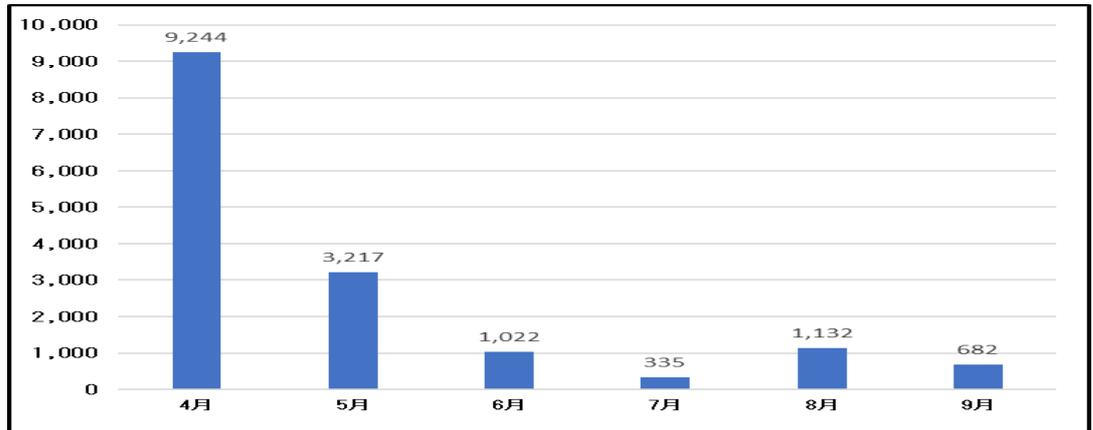
- (1) 未申請の区課税世帯へ申請書を再発送（7月29日以降順次）
- (2) あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施

3 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

- ア 開設期間 4月13日～9月30日
- イ 対応総件数 15,632件
- ウ 執行体制 委託事業者
- 4月13日（水）～4月19日（火）：12回線
- 4月20日（水）～4月26日（火）：20回線
- 4月27日（水）～5月12日（木）：10回線
- 5月13日（金）～6月10日（金）：5回線
- 6月13日（月）～9月30日（金）：3回線

【専用コールセンター月別件数】



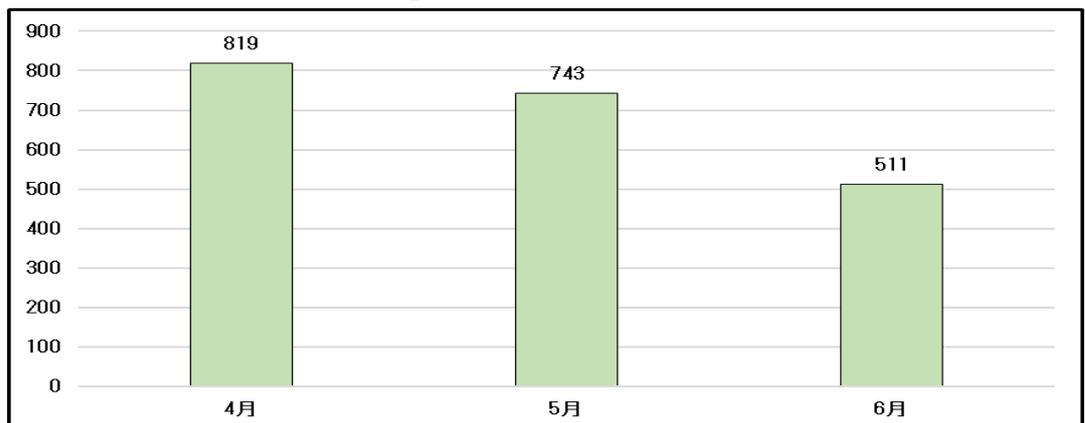
【主な問い合わせ内容】

- ・ いつ振り込まれるか教えてほしい。
- ・ 自分が支給対象かどうか教えてほしい。

(2) 申請相談支援窓口

- ア 開設期間 4月13日～6月17日
- イ 相談支援件数 2,073件
- ウ 執行体制 人材派遣職員 最大4名/日

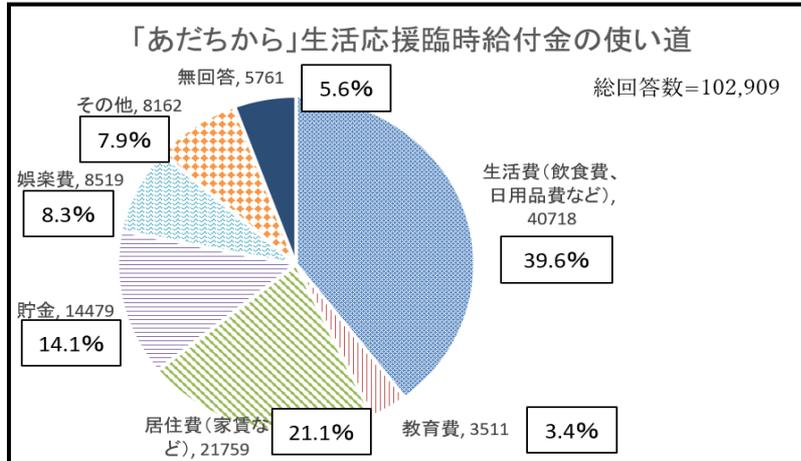
【申請相談支援窓口月別件数】



4 「あだちから」生活応援臨時給付金の使い道に関するアンケート結果

- (1) 提出世帯数 48,352世帯（うち無回答世帯5,761世帯）
- (2) 総回答数 102,909件
- (3) 「その他」の使い道
 - ・ 家の修理
 - ・ 家電購入
 - ・ 医療費、薬代など
 - ・ 税金や保険料の支払い

【アンケート集計結果】



5 支給実績から見てきたこと

- (1) 国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の対象と同程度の所得でありながら、扶養親族の有無や家族構成の関係で課税されている世帯へ支給できたことから、感謝の声を多数いただいた。
- (2) 給付金の使い道について、約7割が生活費、住居費、教育費であった。一方で、約2割は貯金や娯楽費であり、給付目的とは異なる使われ方となった。
- (3) 事業開始後に対象世帯が一部重複する国の「令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」が実施されたため、重ねて受給できないことをご理解いただくのに苦慮した。

問題点
今後の方針

国や東京都の施策を注視しつつ、真に生活に困っている方々への支援策を検討していく。

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	【追加】新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料の減免の終了について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>令和5年2月10日付で、厚生労働省から、令和2年度から実施している新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免について、令和4年度分をもって財政支援を終了する旨の事務連絡があったため、以下のとおり対応する。</p> <p>1 区の対応</p> <p>国の財政支援終了に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免は、令和4年度相当分までで終了とする。</p>
問題点 今後の方針	令和4年度相当分までで減免が終了することについては、区ホームページ等で周知する。

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	「災害ボランティア活動助成金」の新設について
所管部課	足立区社会福祉協議会、福祉部 福祉管理課
内容	<p>令和5年度より、足立区内の災害ボランティア人材の確保及び育成を促進することを目的に、他自治体の災害ボランティア活動に要した交通費および宿泊費を助成する。</p> <p>1 対象者 足立区内に在住、在学、在勤し、足立区社会福祉協議会の災害ボランティアに登録している個人 登録者数 425名（令和5年1月末現在）</p> <p>2 対象活動 足立区外で開設されている災害ボランティアセンターもしくは復興支援センター等が募集する災害ボランティア活動証明書が発行される活動</p> <p>3 助成内容 (1) 被災地往復に要した交通費 (2) 被災地で2日以上活動した際の宿泊費</p> <p>4 助成金額 一人あたりの上限額 一月5千円、年間（年度）2万円まで ※ 助成金の財源はボランティア基金の配当金を活用</p> <p>5 申請方法 活動前に事前連絡のうえ、総合ボランティアセンターの窓口で申請 総合ボランティアセンター 住所：足立区日ノ出町27-3-102 電話：03（3870）0061</p> <p>6 周知方法 災害ボランティア登録者にメールで周知するとともに、足立区社会福祉協議会ホームページへの掲載及び4月上旬から区内公共施設等にチラシを配布予定</p>
問題点 今後の方針	足立区社会福祉協議会の理事会・評議員会や助成金利用者にご意見を聞き、より使いやすい制度にしていく。

厚生委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	【追加】令和5年度足立区社会福祉協議会の収支予算及び重点的な取組みについて																						
所管部課	足立区社会福祉協議会																						
内容	<p>足立区社会福祉協議会の令和5年度収支予算及び重点的な取組みについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 収支予算 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="341 611 1388 902"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和4年度 予算額 (A)</th> <th>令和5年度 予算額 (B)</th> <th>増減 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">法人 全体</td> <td>前期末支払資金</td> <td>112,376</td> <td>194,100</td> <td>81,724</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>1,084,121</td> <td>1,064,720</td> <td>△19,401</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>1,084,121</td> <td>1,064,720</td> <td>△19,401</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金</td> <td>112,376</td> <td>194,100</td> <td>81,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>(詳細は別添資料「令和5年度足立区社会福祉協議会事業概要・収支予算説明書」、「令和5年度予算編成のあらまし」、「令和5年度事業計画及び収支予算書」参照)</p> <p>2 重点的な取組み</p> <p>(1) 広報・PR強化 事業を知らずに利用できていないお困りの方や支援者、協力者等多くの方に社協を活用していただけるよう広報を強化する。 ア 広報紙「あだち社協」の発行 (105,500部・年4回) イ 社協ハンドブックの作成 (新規・データで作成) ウ ポスター・チラシの作成 (新規・年3回) エ 広報研修・社内広報コンテストの開催 (新規・年1回)</p> <p>(2) 災害時の支援体制強化 大規模災害に備え災害ボランティアや資機材の充実を図る。 ア 災害ボランティア登録者の確保 【目標値】災害ボランティア登録者数：440名 (令和3年度実績：405名) イ 災害に関する研修の実施 (年4回) ウ 災害ボランティアメールマガジンの配信 (年12回)</p> <p>(3) 地域活動の支援 多様な機関・団体と連携を深め、区民や区内法人や団体、企業の福祉活動をサポートする。</p>			令和4年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	増減 (B-A)	法人 全体	前期末支払資金	112,376	194,100	81,724	収入合計	1,084,121	1,064,720	△19,401	支出合計	1,084,121	1,064,720	△19,401	当期末支払資金	112,376	194,100	81,724
		令和4年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	増減 (B-A)																			
法人 全体	前期末支払資金	112,376	194,100	81,724																			
	収入合計	1,084,121	1,064,720	△19,401																			
	支出合計	1,084,121	1,064,720	△19,401																			
	当期末支払資金	112,376	194,100	81,724																			

	<p>ア あだちコミュニティミックスの開催（年6回） 地域福祉課、総合ボランティアセンター、NPO活動支援センターによる連絡会</p> <p>イ 地域包括支援センターとの連携 【目標値】地域資源リスト数：1,100件 （令和3年度実績：905か所）</p> <p>ウ ふれあいサロンの立ち上げ支援 【目標値】サロン数：187か所 （令和3年度実績：137か所）</p> <p>（4）組織の基盤強化</p> <p>ア 会費、寄附金のホームページ等でのPR（年53回）</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付の償還に向けた相談体制の強化（人材派遣職員4名）</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	